

歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧作成のための調査要領

1. 調査目的

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、国民・患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療を受けられる医療機関の情報を提供するため、「歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下単に「国事務連絡」という。）に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握し、その医療機関の一覧を作成・公表する。

2. 調査対象施設

電話や情報通信機器を用いた歯科診療を行う全ての医療機関とする。

3. 調査実施方法

国事務連絡に基づき電話や情報通信機器による歯科診療を実施する医療機関は、別紙1-2「歯科診療における電話や情報通信機器を用いて歯科診療を実施する医療機関の調査票」を千葉県ホームページ（※）よりダウンロードし、当該様式に必要事項を記入し、下記提出先へ提出する。

※【参考】<http://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/chiikiiryuu/iryuuhoujin/shikaonline.html>

ホーム > 県政情報・統計 > 組織・行財政 > 組織・職員 > 組織としごと > 知事部局本庁各課 > 健康福祉部 > 医療整備課 > 医療指導班・法人指導班 > 歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて

4. 調査結果の提出

(1) 調査票提出期限

令和2年5月1日(金)

※上記の提出期限にかかわらず、新たに国事務連絡に基づき電話や情報通信機器による診療を実施することとした医療機関は、調査票を下記提出先に提出すること。

(2) 提出先

各地区歯科医師会

5. 問合せ先

千葉県健康福祉部医療整備課医療指導班

TEL : 043-223-3884